

平成 17 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ぐ る な び  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 久 保 征 一 郎  
(コード番号：2440)  
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 門 長 中 園 利 宏  
(TEL. 03-3215-8818)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 6 月 10 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求め、議案を平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役、従業員および監査役ならびに社外協力者に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権の要領
  - (1) 新株予約権の割当を受ける者  
取締役、従業員および監査役ならびに社外協力者
  - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
当社普通株式 320 株を上限とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数については、これを切り捨てる。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  
また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。
  - (3) 新株予約権の総数  
320 個を上限とする。  
新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 1 株とする。  
(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
  - (4) 新株予約権の発行価額  
無償とする。
  - (5) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額  
新株予約権 1 個あたりの払込金額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額に (3) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1株あたりの払込金額（以下「払込金額」とする。）は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の割合})$$

また、当社が、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使および転換社債の転換の場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年7月1日から平成23年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、その割当の時点において、当社の取締役、従業員または監査役であった場合には、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、従業員または監査役いずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は喪失するものとする。その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で消却す

ることができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記内容については、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上